

この指数表は、施設の定数を超える場合に選定資料として使用します。

希望学童 保育所名	学童保育所	児童氏名	保護者氏名
		卒園した保育園・幼稚園名(新1年生のみ)	

### 栗東市立学童保育所入所基準指数表

下記の該当する点数に○印を付け、小計・加減・合計欄に記入してください。

事 項			点数		備考(添付書類)		
			父	母			
①居宅外就労	外勤・居宅外自営	15時以降の就労が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続 ※1	10	10	就労証明書 (自営の場合) 確定申告書の写し、または源泉徴収票の写し		
		15時以降の就労が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続 ※1	8	8			
②居宅内就労	居宅内の自営	15時以降の就労が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続	8	8			
		15時以降の就労が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続	6	6			
③親のいない家庭	死亡・行方不明・拘禁		11	11			
	離婚・未婚・その他		10	10			
④出産・傷病・障がい等	妊娠・出産	妊娠5カ月以上、産後6ヶ月になる月の末日			6	母子健康手帳の写し	
	傷病	入院概ね6ヶ月以上継続		10	10	医師の診断書	
		居宅内療養	常時病臥状態が6ヶ月以上継続		10		10
			一般療養	安静を要する状態が6ヶ月以上継続			6
	心身の障がい	身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害者手帳1級		10	10	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	
身体障害者手帳3・4級 療育手帳B1 精神障害者手帳2・3級		6	6				
⑤同一世帯の病人等の介護	入院・施設等付添	15時以降の付添が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続		10	10	医師の診断書 介護保険被保険者証、身体障害者手帳の写し等	
		15時以降の付添が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続		8	8		
	自宅介護・看護	重度障がい者等の全介護(障害者手帳1・2級、介護認定3～5)		10	10		
		上記以外の介護(看護)の場合		4	4		
⑥災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合			10	10	罹災証明書		
⑦就労内定・学生等	就労内定・開業予定	15時以降の就労が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続予定 ※1		6	6	就労証明書 開業予定の場合は、開業することがわかる書類 *入所は就労後	
		15時以降の就労が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続予定 ※1		4	4		
	通学	卒業後に就労を目的とする15時以降の通学が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続		6	6	在学証明書及び通学日数・時間がわかる書類	
		卒業後に就労を目的とする15時以降の通学が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続		4	4		
	通学予定	卒業後に就労を目的とする15時以降の通学が、月20日以上かつ6ヶ月以上継続予定		5	5	合格通知等通学することがわかる書類および通学日数・時間がわかる書類	
卒業後に就労を目的とする15時以降の通学が、月16日以上かつ6ヶ月以上継続予定		3	3				
個別判定			小計		①～⑦の要件ごとに採点し、合算しない。		
加算要件・減点要件	1年生		0				
	2年生		0				
	3年生		0				
	4年生		-1				
	5年生		-2				
	6年生		-4				
	ひとり親家庭で祖父母と別居		2				
	兄弟姉妹(1～3年生)が学童保育所に入所している場合(年度途中の入所に限る)※2		2		金勝・大宝西対象		
	兄弟姉妹が学童保育所に入所する場合		2		金勝・大宝西以外		
	ひとり親家庭で70歳未満の祖父母と同居		0				
	保育可能な70歳未満の祖父母と同居		-2				
	保育可能な70歳未満の祖父母が同一小学校区内に居住している場合(ひとり親家庭除く)		-2				
	月20日以上就労はしているが、16時には帰宅できる場合		-5				
	月16日以上就労はしているが、16時には帰宅できる場合		-7				
月20日以上就労はしているが、17時には帰宅できる場合		-2					
月16日以上就労はしているが、17時には帰宅できる場合		-4					
			加減				
			合計		個別判定父+母+加減		

注) ※1 2交代制勤務等、この限りではない場合があるので、お問い合わせください。

※2 民設学童保育所がないため、金勝・大宝西学童保育所のみ対象とする。

備考 (1) 保護者のそれぞれについて、基準指数を求め、合算して当該世帯の指数とする。

(2) 上記いずれもその状態が分かる書類等を提出のこと。